

安心をお届けします

# みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

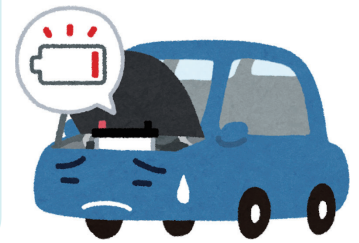
株式会社 トラストパートナーズ

## TOPIC

### 悪質なロードサービス業者に注意を！

## 高額な料金を請求されるトラブルが増加しています!!

車の故障や事故の際に現場に駆けつけた悪質なロードサービス業者との料金トラブルが全国各地で散見されています。インターネットで見つけた格安業者に作業を依頼したところ、作業後に高額な料金を請求されるといったものです。車の事故や故障の際はまず、保険会社や保険代理店に連絡しましょう。



### ご加入の自動車保険でロードサービスが使えるか確認しましょう！

「出先でバッテリーが上がってしまい、気が動転してネットで業者を探した。『5分で駆けつける』『3,500円〜』という広告があったので電話をしたら1時間後に業者がきた。1時間ほど作業をして直してもらったが10万円を請求された」「タイヤが雪に埋まってしまい動けなくなってしまったため、ネットで『基本料金2,980円〜』と書かれたロードサービス業者に対応を依頼した。作業終了後、基本料金の他に作業代や作業員手当などの名目で計4万円を請求された」。こうした被害例が全国の消費生活センターに寄せられています。

車が動かなくなってしまったときなどは予想外の状況に気が動転するあまり、加入している自動車保険にロードサービスを利用できる特約が付いている

### 知らない業者へ依頼する前に、まずは保険会社が保険代理店に連絡を！

年末年始やゴールデンウィーク、お盆の時期などで保険会社のコールセンターに電話がつながりにくいときはJ A F（日本自動車連盟）に駆けつけてもらうことも有効です。J A Fでは会員になっていなくても有料で事故対応や作業をしてくれます。

ことを忘れてしまい、早急に解決したいという気持ちが強まるあまりインターネットで検索して上位表示された知らない業者と契約してしまうことがあります。

外出先などで車が故障したり事故を起こしてしまったりした場合、その場しのぎで知らない業者に対応を依頼するのではなく、まずは必ず保険会社が担当の保険代理店に連絡をしましょう。

**車の故障や事故**  
インターネットで見つけた業者に作業を依頼…  
**作業後に高額な料金を請求された!**

**トラブル事例**

インターネットには「基本料金○○○円」と書いてあったが、作業後に出張費や緊急対応料などが加算された高額な料金を請求された。キャンセルを申し出たがキャンセル不可と言われた。高額なキャンセル料を請求された。

「後から保険金を請求すれば料金の全額がもらえる」とそのかたが、コンビニでお金をおろして支払ってしまった。

保険会社が支払う保険金には限度額があり、請求された高額な料金の全額を保険金で支払うことができません。業者が依頼する前にご加入の保険会社や代理店にご確認ください。

**車の故障や事故など、万が一に備えて事前の対策を**  
ロードサービスを行う事業者など、あらかじめ信頼のおける事業者の情報（連絡先やサービス内容、料金体系）を調べておきましょう。

**ロードサービスが身近になったらここに連絡!**  
自動車保険に加入していると、ロードサービスが付帯されている場合があります。

一般社団法人 日本損害保険協会 北海道支部

インターネットで格安料金を謳う  
**ロードサービス業者とのトラブルにご注意!**

**トラブルのイメージ**

- 車が動かなくなりました!
- どこに電話したらいいのかわからずスマホで検索してみよう!
- すぐに業者を探して、連絡をとりましょう!
- 業者が来たので、作業を依頼しよう!
- インターネットで調べた業者が来たので、作業を依頼しよう!
- でも作業が終わった後、高額な料金を請求された!

■自動車保険に加入している場合、ロードサービスが付帯されている場合があります。業者を依頼する前に、ご加入の保険会社や代理店にご確認ください。

※自動車保険に付帯されている特約サービスは、保険会社によって名称や内容が異なります。ご自身で契約の内容をご確認ください。

※JAF(日本自動車連盟)のロードサービスはどなたでも利用できます(会員/非会員によって料金が異なります)。

トラブルに遭ったら、保険会社や代理店、消費生活相談窓口にご相談!

契約トラブルに  
関するご相談先

全国共通の電話番号  
「消費者ホットライン」**188**

※近況や消費生活  
相談センター  
へお問い合わせください。

出典：日本損害保険協会HPより



ロードサービス業者が作業前に説明なく、広告の表示額と乖離した料金を現場で請求した場合、特定商取引法上クーリングオフを使うことができます。

## 損害保険契約に関する注意点シリーズ！

# ～契約内容と重要事項の確認をしっかりと行おう！～

日常生活には様々なリスクがありますが、そのリスクによる経済的損失に備える有効手段の一つが損害保険です。しかし、せっかく契約した損害保険が自身の補償ニーズに合っていないければ意味がありません。契約時にはしっかりと確認することが大切です。

### ■契約時の自分を取り巻くリスクをよく把握して契約しましょう！

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として実施されていた行動規制が緩和され日常生活を取り戻しつつある昨今ですが、ひと口に日常生活といっても新型コロナウイルスのパンデミック前とアフターコロナ時とはまったく異なったものとなっています。テレワークの普及や人との距離感などはその一例です。また、それに伴って皆様を取り巻くリスクにも変化が生じています。

日常生活において人が抱えるリスクは、人によってそれぞれ異なります。例えば、年齢や性別、職業、家族構成によっても違いがありますし、生活の仕方や建物構造も影響してきます。また、すでに損害保険を契約している場合でも、先述のとおり自分を取り巻く環境が変われば契約時のリスクに変化が生じていることもあり得ます。したがって、損害保険を契約（更新）する際には、その時点でのリスクをよく把握し、それに対して必要な補償を備えた保険商品を契約することが重要です。

### ■契約時に確認しておきたい3つのポイント！

#### Point 1 :

#### 重要事項を必ず確認しましょう！

契約をする時には、保険会社や代理店から「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」という書類が渡されます。言葉どおり重要なことが記載されていますので、必ず確認しましょう。また、契約者と補償の対象となる方が異なる場合には、契約者だけでなく補償の対象となる方も説明を受けましょう。

#### ▶「契約概要」と「注意喚起情報」とは…

##### ●契約概要

保険の内容（商品の仕組み、補償の内容など）を理解するための事項

##### ●注意喚起情報

契約者にとって不利益になる事項など特に注意すべき事項（告知義務の内容など）

#### Point 2 :

#### 告知事項は正しく記入しましょう！

契約者や補償の対象となる方は、保険契約上の重要な事項のうち、保険会社が告知を求めたものについて、事実を正しく告知しなければなりません。申込書・告知書に質問形式で記載されていますので質問に対して事実を漏れなく正確に記入する必要があります。

違反すると契約解除となったり、保険金が支払われないことがあります。



#### Point 3 :

#### 契約内容を最終確認しましょう！

契約時には質問形式で契約しようとしている内容の最終確認をします。自分が抱えるリスクの状況に応じて目的やニーズの合った補償内容になっているかを質問事項へ回答して最終的に確認をしましょう。

契約内容に十分納得してから、申込書などに署名または記名・押印しましょう。

#### ▶さらに…

契約概要や注意喚起情報にはすべての情報が記載されているわけではありません。詳細については「保険約款」等で確認しましょう。

少しでも保険の内容についてわからないことがあれば、理解できるまで遠慮することなく、保険会社や代理店に聞いてみましょう。

「保険料はいくらなの？」「どんな時にどのくらい保険金が支払われるの？」など、疑問があれば納得できるまで聞いてください。一人で説明を受けるのが不安だったら、ご親族に同席してもらってもできます。

## ヒヤリハット活動で業務災害を撲滅しよう！

業務災害の天敵は、「油断」と「慣れ」です。これらは、日常業務をこなす中で特に意識しない限り自然に身に付いてしまいます。そこで業務災害の発生原因は何処にあるのか、まず原因となる日々の行動を洗い出し、リスクとなり得る問題点を整理し、その対策を講じていくことが重要になります。

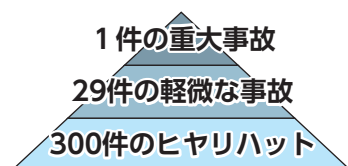


### ●重大事故の割合示すハインリッヒの法則

労働者安全衛生法第59条第1項は、「事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」と定めています。これに基づき事業者は労働者に対し様々な安全衛生教育を行う義務を負っていますが、その1つがヒヤリハット活動です。

ヒヤリハットは、「ヒヤリとした」「ハットとした」ことをもじった言葉ですが、これはハインリッヒの法則に由来しています。ハインリッヒの法則とは労働災害における経験則の一つで、1人の人間が起こした1件の重大事故の背後には29件の軽微な事故（ケガを伴うもの）があり、さらにその背景には事故に至らなかったヒヤリハット（物損事故も含む）が300件あるというものです。つまり、1人の人間が起こす合計330件のヒヤリハットから重大事故の割合を示す法則で、「1：29：300」の法則とも言われています。この法則は100年ほど前に導き出されましたが、今もなお事故防止に有効とされています。

#### ハインリッヒの法則の図解



### ●まずはヒヤリハット事例の収集から

労働災害を防止するためには事故を防止し、事故を防止するためにはヒヤリハットの

段階で対策を講じる必要があります。そのためには、まず社内でヒヤリハット事例を収集する必要があります。どんな些細なことでも構わないという前提で従業員から今までに業務中に体験したヒヤリとしたこと、ハットしたことを報告してもらい社内で把握し、それぞれの対策を講じていきます。ここでいくつかヒヤリハット事例を紹介します。

#### 【事例1】

（業種）製造業 （作業の種類）金属加工

卓上型ボール盤で機械部品を加工していたが、通常は保護メガネを着用して作業をするところ、わずかな修正加工だったので保護メガネを着用せずに作業したためキリ粉が顔の方に飛散して目に入りそうになった。

#### 【事例2】

（業種）製造業

（作業の種類）製造設備機械の積下ろし作業

製造設備機械（重量350kg）をベルトスリング2本で2点掛けクレーンで吊ってトラックに下ろす作業を行っていた。荷が不安定だったため、作業員3名で機械を手で押さえながら吊り上げていたところ、荷物が荷台から離れた際、荷が急に回転し、手で押さえていた作業員に激突しそうになった。

#### 【事例3】

（業種）清掃業 （作業の内容）運搬作業

段ボールを収集するため、廃棄物保管庫に対してごみ収集車を後ろ向きに駐車して降りたところ、車が動き出し挟まれそうになった。

#### 【事例4】

（業種）食品製造業 （作業の内容）市場内荷降ろし

フォークリフト運転手が荷を移動させた後、方向転換のためにフォークリフトをバックさせながら左にハンドルを切ったところ、フォークリフトの移動方向にいた人と激突しそうになった。

